

所掌事項

議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする際に意見を述べる。

設置根拠

宮古市特別職報酬等審議会条例第1条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

7人（未選任）

委員任期

諮問に係る審議が終了するまで

現任委員発令日

—

現任委員任期満了日

—

担当課

総務部総務課

TEL : 0193-62-2111 内線 4220

FAX : 0193-63-9114

E-mail : somu@city.miyako.iwate.jp

備考

委員は審議の都度任命